

一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年 5 月 25 日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第 25 号

一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱（平成31年一宮町告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号及び第4条第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行し、改正後の一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱の規定は令和5年4月1日から適用する。

一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱（平成31年一宮町告示第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(対象者) 第2条 助成の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) (略) (3) 令和5年3月31日までに予防接種を受けた者 2 (略) (助成金交付の申請) 第4条 (略) 2 前項の規定による申請は、令和5年3月31日までに行わなければならない。	(対象者) 第2条 助成の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) (略) (3) 令和6年3月31日までに予防接種を受けた者 2 (略) (助成金交付の申請) 第4条 (略) 2 前項の規定による申請は、令和6年3月31日までに行わなければならない。